

青森・岩手県境不法投棄現場の環境再生（跡地利用）についての提案募集要項案（抄）

青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会
青森県

1 趣旨

青森県田子町及び岩手県二戸市に跨る青森・岩手県境不法投棄事案は、日本最大規模の産業廃棄物不法投棄事案として、その原状回復には多大な国民・県民負担を要することとなりました。

本事案は、全国的に重要な課題となっている不法投棄問題を考える上で大きな教訓を与えることになるとともに、この悲劇を乗り越えるために多くの関係者の努力が重ねられ、貴重な経験や知恵が蓄積されてきました。

これらの教訓、経験、知恵を記憶に留め風化させることなく、次世代に引き継ぐことは、現世代に課せられた大きな責務であり、そのためのメッセージを「再生」の姿として具現化する必要があるものと考えます。

また、その「再生」の姿は、時代の要請である循環型社会構築等の観点から、全国に向けた普遍的メッセージの発信源ともなるべきことが期待されます。

現場では、現在、平成24年度までに廃棄物の撤去・処理を完了するための作業を鋭意進めています。その後の現場の環境再生の方向性を検討するにあたり、この問題を一地域の問題とするに止まらず、全国的な視点で捉えるべき課題であるとの認識に立ち、また、もとより前例のない取り組みであることにも鑑み、全国から幅広く知見を集め、当協議会の議論に活用していきたいと考えているところです。

寄せられた提言やそれらを基にした当協議会の議論は、本事案のみならず、今後の他地域での関連事案に関する議論にも貴重な資料として活用いただけるものと考えています。

趣旨をご理解の上、数多くのご提案をいただけることを期待しています。

2 応募対象

- ① 研究所などのシンクタンク、企業、業界団体
- ② 大学等の研究者・研究グループ
- ③ NPO

3 提案内容

① 概要

- ・コンセプト、テーマ
- ・跡地利用の形態やソフト面の工夫など、全体の仕組み
- ・イメージ図 *可能であれば

② 実施主体（提携・協力主体を含む）

③ 期待される効果

④ その他・特記事項

○この提案募集の実施に先立って、青森県民を対象にした各種意向調査や県民ワークショップを実施しています。提案にあたっては、これらの結果を基に、専門家の視点から上記の内容で提案をお願いします。

- ・環境再生の県民意向に関する各種調査結果の概要…別紙（資料3）
- ・県民ワークショップの結果の概要…別紙（未）

○その他、検討にあたっての参考資料（現場のアクセス、原地形イメージ図など）

○青森・岩手県境不法投棄事案全般に関すること
青森県環境生活部県境再生対策室ホームページ

<http://www.kenkyo.pref.aomori.jp/>

4 募集期間

平成20年10月1日（水）～平成20年12月19日（金）

5 応募された提案の取り扱いについて

①応募いただいた提案は、青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会に設置された環境再生提案・審査部会において審査の上、数案に絞り込みます。

（平成21年1月予定）

②絞り込まれた提案については、青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会において、提案者からプレゼンテーションをしていただき（出席経費については青森県負担）、それらを基に協議します。

（平成21年2月予定）

③青森県県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会での協議を踏まえ、青森県が環境再生計画案を策定します。

（平成21年5月予定）

6 応募同意について

以下の事項に同意した上で応募いただくこととします。

- ①応募した提案内容に関する知的財産について、青森県が必要と認める第三者が、無償で使用する権利を与えます。
- ②応募提案の一部または全部が、応募者名とともに青森県ホームページ等で公表されることを了解します。
- ③応募における提案内容に対し、著作権人格権は行使しません。
- ④提案内容が、応募者以外の第三者が保有する知的財産権の使用を前提としている場合には、知的財産権の使用料が製品に含まれ当該製品が市場で誰でも自由に購入できる場合を除き、提案書の中でその具体的内容を明記します。
- ⑤環境再生提案・審査部会の審査を通過したことによって提案の実現が保証されるわけではないことを理解します。
- ⑥環境再生提案・審査部会の審査を通過した場合でも、その提案内容の詳細検討に関する契約の実施の有無および契約先の選定については、主催者側の決定に何らの権利も主張しません。
- ⑦応募に関する個人情報の取り扱いについては、青森県の規定に従います。
- ⑧応募作品の返却は求めません。